

石巻市監査委員告示第8号

平成22年6月1日付け石巻市監査委員告示第7号で公表した企画部の定期監査結果報告及び意見について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成22年7月2日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 高 橋 健 治

石総政第138号
平成22年7月1日

石巻市監査委員 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成22年6月1日付け石監第2号で指摘及び意見があったこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況						
<p>○ 情報政策課（情報プラザ）</p> <p>【行政財産目的外使用許可事務】</p> <p>(1) 商工会に対する許可について</p> <p>行政財産目的外使用許可事務において、A商工会からの申請（使用目的：自動販売機設置）に対して、その使用を許可しているが、申請者（A商工会）が直接使用するのではなく、A商工会の会員である事業者が使用することで許可している。</p> <p>経緯として、情報プラザの開設当初、自動販売機の設置を希望する事業者が多数あったため、A商工会が取りまとめ役となったことによるものである。</p> <p>しかし、A商工会に市の施設に自動販売機を設置させる行為は、商工会法第6条第1項の規定する趣旨から好ましくない。さらに、商工会が直接、管理使用しないで特定の事業者にさせる行為は、同条第2項の規定する趣旨から好ましくない。</p> <p>したがって、A商工会を介さず、直接、自動販売機を設置する事業者に申請させ、許可をするよう早急に改善されたい。</p> <p>(2) 使用料の算定誤りについて</p> <p>また、本件に係る使用料については、使用料の算定を誤り、次のとおり過少に徴収していたので、行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定されたい。</p> <p>（内容）行政財産目的外使用許可 （石巻市（石情）指令第2－1号）</p> <table data-bbox="284 1832 686 1962"> <tr> <td>誤徴収額</td> <td>13,762円</td> </tr> <tr> <td>正徴収額</td> <td>14,562円</td> </tr> <tr> <td>過少徴収額</td> <td>800円</td> </tr> </table>	誤徴収額	13,762円	正徴収額	14,562円	過少徴収額	800円	<p>今回の指摘事項に対し措置した内容は次のとおりです。</p> <p>平成22年4月1日付け石巻市（石情）指令第1号で許可した行政財産の使用許可を取り消し、自動販売機を設置する事業者からの申請に対しての許可する形で事務処理をすすめております。</p> <p>今後の事務処理にあたっては、石巻市の例規だけでなく、関係機関の法規も確認のうえ、適正に事務処理を行うよう徹底いたします。</p> <p>今回の算定誤りは建築費指数を誤ってもちいたために発生したものであり、過少徴収分800円の追加徴収手続きを行うとともに、今後の再発防止にむけて、条例及び算定基準をその都度確認し、規定に基づいて事務処理を行い、複数の職員で確認し、事務処理チェック機能が適正に働くよう徹底します。</p>
誤徴収額	13,762円						
正徴収額	14,562円						
過少徴収額	800円						

2 監査結果報告に添える意見

意見の内容	措置（改善・検討）状況
<p>○ 総合政策課</p> <p>【がんばる石巻応援寄附金について】</p> <p>がんばる石巻応援寄附金は、住民税に係る寄附金税制の拡充（ふるさと納税）に対応し、平成20年に施行された「がんばる石巻応援寄附要綱」に基づくものであるが、他の寄附と同様に「石巻市寄附採納事務取扱規程」に基づき、寄附採納を決定している。</p> <p>石巻市寄附採納事務取扱規程において、寄附申出書を受理したときは、法令違反や将来の維持管理費等、行政運営に支障を来さない寄附であるかを十分に調査した上で寄附調書を作成し、採納を決定することとなっており、事務処理上、採納決定まで相当の期間を要する状況となっている。</p> <p>しかし、総合政策課では、寄附を申し出られた篤志家に対し、寄附申込書の受理後、速やかに納付依頼を出すべきであるとの考えから、寄附採納の決定前に寄附金額の調定を行い、納入通知書を送付しているところである。</p> <p>このような事務処理方法は、当該規程に反するものの、当該寄附金は既に要綱で定められているものであり、また、現金による寄附に限定されたものであることから、あらかじめ寄附内容が限定されていない他の寄附とは性質が異なっているため、採納決定までの時間を短縮することが可能であり、寄附の申し出後、速やかに採納処理することが妥当であると思料される。</p> <p>また、寄附申込の件数も年間で約120件もあり、事務処理上、効率的な対応の必要性も考慮すると、規程等の運用の見直しが望まれるところである。</p> <p>石巻市をふるさととして愛し、応援していたただける篤志家に気持ちよく寄附していた</p>	<p>今回の意見を踏まえ、事務処理の迅速化及び効率化が図られるように措置することとし、「石巻市寄附採納事務取扱規程」及び「石巻市事務決裁規程」の特例規程（訓令）を制定することとし、平成22年7月1日に施行しました。</p> <p>なお、特例規程に規定する主な内容は次のとおりです。</p> <p>(1) がんばる石巻応援寄附の申込みの承諾は、企画部総合政策課長の専決事項とします（事務決裁規程では、総務部長の専決事項とされています。）。</p> <p>(2) 企画部長は、企画部総合政策課長から寄附承諾事件の報告を受け、1年度に2回、その内容を総務部長に通知します。</p> <p>(3) がんばる石巻応援寄附（採納が完了したものを除きます。）の取消処分については、企画部総合政策課長の専決事項とします。</p> <p>(4) 企画部長は、(3)の処分をした事件があるときは、総務部財政課長を経由して1年に2回その内容を総務部長にその内容を通知します。</p>

<p>だき、さらに毎年継続していただけるような制度となるように、今後の当該寄附金に係る事務処理については、「寄附採納事務取扱規程」、「がんばる石巻応援寄附要綱」、「石巻市事務決裁規程」等関係法令の整理、検討を行い、事務処理の迅速化や効率化が図られるよう努められたい。</p>	
---	--